

中学校におけるITの活用について

青梅市立第一中学校 教諭 紙澤 雅一

kamizawa@bekkoame.ne.jp

キーワード：中学校，情報教育，情報倫理，携帯電話

1. 中学校のIT環境

前任のあきる野市立増戸中学校から青梅市立第一中学校に赴任してまもなく1年になります。両校ともコンピュータ室にある40台のPCがADSLでインターネットにつながっている環境です。大きな違いは前任校ではサーバの管理が学校でできたのでアクセス制限を教員が行っていましたが、青梅市では市でサーバの管理を行っているのでしょうか。このためホワイトリストは早めに提出しなければならず、授業中にはすぐに対応できません。

いずれにしても、小学校でPCを使うための技量はある程度ついてきますので、中学校ではかつてのようなPCを使うための特別な授業は必要なくなっています。各教科や総合的な学習の時間、特別活動の授業の中で必要に応じて道具として使われるようになっていきます。

しかし、近隣の小学校では校内の無線LANでノートパソコンがあれば校内のどこでもインターネットが使えるのに比べて、中学校では教室から遠く離れたコンピュータ室に行かなければPCが使えないので、子どもたちにとってはあまりに環境に差があります。

校外学習や職場訪問、修学旅行など校外での活動を学習としてまとめる際に、デジタルカメラで撮って班でまとめるという作業もそのたびにコンピュータ室に出かけて作業するのではなかなかかどりません。小学校ほどにはPCが活用できていないのが多くの中学校の現状ではないでしょうか。

2. 情報倫理教育

さて、平成17年3月に改正された「東京都青少年の健全な育成に関する条例」には次のような条文があります。

第3章の3 インターネット利用環境の整備

(インターネット利用に係る保護者等の責務)

第18条の8 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

2 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等についての青少年に対する教育に努めなければならない。

セキュリティソフトウェアによるユーザ別のアクセス制限によって家庭での管理は容易になっていますが、保護者が知識不足だったり、子どもに任せきりだったりすることも多いのではないのでしょうか。また、いくら学校や家庭でアクセス制限を行ったとしても、子どもたちは様々な環境でインターネットを利用することができます。

情報倫理教育といっても、その根底には子どもたちの日常の倫理観が無ければなりません。基本的な倫理観は一般常識として家庭や学校教育活動の様々な場面で育てていく必要があります。しかし、新しい問題に対しては家庭でも学校でもなかなか対応するのは難しいのが現状です。学校としては、子どもたちに、身近な問題として何が起こっているのか、将来的に出会う可能性のある問題にはどのような物があるのか、対応できる知識を伝える必要があります。さらに、新しい問題に対応できる力を育て、子どもたちが被害者や加害者だけでなく傍観者にもなって欲しくないという、教師の思いを伝えていくことが大事だと考えます。

3. 携帯電話を通じた情報倫理

「ITの活用」というと、PCを利用した授業が一般的ですが、「情報倫理教育」は必ずしも機器が必要なわけではありません。携帯電話はご存じのように優れたモバイル端末です。中には、「生徒に学校への持ち込みを禁止している携帯電話の授業を何故やるのか。」「自分は携帯電話なんか使っていない。」「携帯電話は通話にしか使っていない。」といった、先生方の声も聞きます。しかし、携帯電話は子どもたちにとってはとても身近なインターネットですし、PCに比べると携帯電話の使用は保護者の目が届きにくい現実があります。携帯電話には保護者機能などありますが、保護者が十分に理解しているとは限りません。また、携帯電話は持ち始めの時期にトラブルに巻き込まれるケースが多いと聞きますし、小学校高学年から中学校にかけて、携帯電話の所持率が高まります。こういった状況を考えると、携帯電話の適切な使用について、学校で教育することで、子どもたちの倫理観を育てる必要があるのではないのでしょうか。

